

学べるしあわせをみんなに。

高校生対象給付型奨学金

「まなべる基金」

第8期受付中

(2019年度給付開始)

応募  
締切 平成30年10月5日(金)  
※消印有効

義務教育を終えて迎える高校生活は、いわば社会への第一歩。  
長い人生の中で、もっとも様々な知識を得られるときであり、  
かけがえのない仲間に出会えるときでもあります。

だから今、“学べる”という時間の尊さを感じて、あきらめないでほしい。  
そんな想いを込めて、  
東日本大震災復興支援財団は、「まなべる基金」を設立しました。

まなべる基金は、困難な状況の中でも、  
学ぶことをあきらめない高校生を支援するための奨学金制度です。

自宅を再建して  
家計の負担が増えた

原発事故の影響により  
避難し、避難先で住居費が  
かかっている

自営業の再開のため  
機器の購入を余儀なくされた

…など

## 応募の流れ

1 応募書類を  
学校から  
受け取る

2 応募資格の  
有無を  
確認する

3 応募に  
必要な書類を  
準備する

4 在籍校経由で  
必要書類を  
提出する

## お問い合わせ

ご不明な点がありましたらお気軽にお電話ください。

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」事務局 〒105-7313 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング13階  
☎ 0120-935-459 / 0120-957-802 (平日12:00~17:00) ✉ manaberukikin@minnade-ganbaro.jp

募集要項など、詳細はウェブサイトをご覧ください。▶

まなべる基金

検索

または



<http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>

## まなべる基金(第8期) 制度概要

奨学金の対象者	東日本大震災で被災し、平成31年4月1日時点で高校等に在籍している生徒 ※詳しい応募資格は必ず募集要項をご確認ください。	応募締切	■奨学金担当の先生 平成30年10月5日(金) ※消印有効 ※締切日を過ぎての応募は受付できませんので、余裕を持ってご準備ください。				
奨学金の種類	給付型奨学金 ※返還不要です。		■応募者 各校で定められた提出日 ※詳しくは奨学金担当の先生にご確認ください。				
給付金額・給付期間	<table border="1"> <tr> <td>3年制の高校</td> <td>年間17万円(最長3年間)</td> </tr> <tr> <td>4年制の高校</td> <td>年間12.75万円(最長4年間)</td> </tr> </table> ※奨学金の給付期間は、高校等の卒業までに要する最短修業年限が終了する月までとします。	3年制の高校	年間17万円(最長3年間)	4年制の高校	年間12.75万円(最長4年間)	応募書類送付先	〒105-8799 日本郵便 芝郵便局留 公益財団法人 東日本大震災復興支援財団 『まなべる基金(第8期)』応募書類 担当行
3年制の高校	年間17万円(最長3年間)						
4年制の高校	年間12.75万円(最長4年間)						
募集人数	120名程度	選考	応募書類の記載をもとに、選考委員会にて総合的に判断します。 ※応募資格を全て満たしても必ずしも採用されるわけではありませんので、予めご了承ください。				
応募方法	応募に必要な書類(願書・公的書類など)を準備し、在籍校経由で当財団へ郵送してください。	採否決定	平成31年1月下旬(予定)に、在籍校宛に郵送で通知します。				

## 応募資格の概要

まなべる基金(第8期)へは、以下の**資格1~6の全てを満たさないと**応募ができません。全ての資格に該当する場合は、必ず「まなべる基金(第8期)奨学金応募関連書類」で詳細をご確認いただき、応募に必要な書類をご準備ください。



### 資格1: 生年月日

平成11年4月以降に生まれ、平成31年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる生徒。



### 資格2: 東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の小学校に在籍していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。



### 資格3: 被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、罹災証明書(原則半壊以上)または被災証明書の提出により証明できる。

※「資格6: 配慮すべき経済負担がある」の該当項目ごとに必要書類が異なります。詳しくは「まなべる基金(第8期)奨学金応募関連書類」をご確認ください。



### 資格4: 所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上の家族の「平成30年度所得証明書(平成29年1月~12月分)」の所得合計が以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計(18歳以上の家族)	213.6万円	302.3万円	370.5万円	430.8万円	507.6万円	579.9万円	651.2万円	721.7万円



### 資格5: 他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金と重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金(例: 宮城県被災生徒奨学資金)を受給している場合も重複受給はできません。



### 資格6: 配慮すべき経済負担がある

以下の配慮すべき経済負担の事象のいずれかに該当する家庭の生徒。

- ①-a 震災当時の持家が震災により居住できなくなり、自宅を新たに購入し再建した。
- ①-b 震災当時の持家が震災により居住できなくなり、家賃の自己負担がある賃貸住居に入居している。
- ② 震災当時の持家が震災により修繕が必要になり、修繕に自己負担額が50万円以上かかった。
- ③ 福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活を送っており、避難先で住居費を自己負担している。
- ④-a 福島第一原発事故の影響で一家全員で避難し、避難先で住居を新たに購入した。
- ④-b 福島第一原発事故の影響で一家全員で避難し、家賃の自己負担がある賃貸住居に入居している。
- ⑤ 福島第一原発事故の影響で6か月以上避難し、震災前に居住していた市町村に帰還して生活している。
- ⑥ 事務所等が罹災して、自営業再建のため機器類再購入に自己負担額が50万円以上かかった。
- ⑦-a 震災が起因で主に家計を支える方が平成30年9月現在、病気等の理由で働けない状況にある。または、雇用保険受給期間満了前で、かつ転職活動中で無職状態にある。
- ⑦-b 震災が起因で主に家計を支える方が平成30年9月現在、非正規雇用で仕事をしている。
- ⑦-c 震災が起因で主に家計を支える方が平成30年9月現在、正規雇用で仕事をしているが過去3年間に2回以上転職を経験し、いずれかの転職で「自己都合以外」の理由により転職をしている。
- ⑦-d 震災が起因で主に家計を支える方が震災以降に起業し、平成30年9月現在自営業を営んでおり不安定な経営状況にある。